

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付要綱

令和8年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市制施行90周年を記念し、市制施行90周年実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と防府商工会議所（以下「会議所」という。）が連携し行う「もちまきのまちほうふ」推進事業において、会議所が負担する事業費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「もちまきのまちほうふ」推進事業（以下「補助対象事業」という。）とは、会議所が実行委員会と協議し定めた「もちまきのまちほうふ」推進事業実施要領（令和8年4月1日制定。以下「実施要領」という。）に基づき行う事業をいう。

(補助金の額)

第3条 実行委員会は、会議所に対し、予算の範囲内において、「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

2 補助金の額は、会議所が補助対象事業により負担した「もち」の購入費及び補助対象事業に係る印刷費、広告費、手数料等の事務に要する経費を合計した額とする。

(交付の申請)

第4条 会議所が、補助金の交付を受けようとするときは、「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市制施行90周年実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 会長は、前条に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、会議所に対し「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 会長は、前項に規定する交付決定以後において、会議所から第6条に規定する申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付決定変更通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 会長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、交付の決定に条件を付すことができる。
（変更等の申請）

第6条 会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに「もちまきのまちほうふ」推進事業（変更・廃止）申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の全部又は一部を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業を廃止しようとするとき。

（実績報告）

第7条 会議所は、当該事業年度の補助対象事業が完了したときは、「もちまきのまちほうふ」推進事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、会長に報告しなければならない。

（額の確定及び交付）

第8条 会長は、前条に規定する報告を受けた場合において、これを審査し、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により会議所に通知するものとする。

2 補助金の交付は、前項に規定する補助金の額の確定後、会議所からの「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金請求書（第7号様式）により支払うものとする。

3 会長は、第5条第1項に規定する交付決定後、必要に応じ概算払をすることができるものとする。

4 会長は、第1項の規定により確定した補助金の額が、既に交付している補助金の額に満たないときは、その差額を返還させるものとする。

（決定の取消し）

第9条 会長は、会議所が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金が既に交付されているときは、その返還を命じることができる。

(1) 偽りの申請その他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 事業実施期間内に完了する見込みがなくなったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

(5) その他、会長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、前条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助対象事業の経理)

第10条 会議所は、補助対象事業に係る収支を記入した帳簿を設けて支出関係書類及びその他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第11条 会長は、必要があると認めるときは、会議所に対し報告を求め、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは調査させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、実行委員会と会議所が協議を行い、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）市制施行90周年実行委員会
会長

防府商工会議所
会頭

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付申請書

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付要綱第4条に基づき、
下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業実施予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 収支予算

（収入）

項 目	予 算 額	備 考
実行委員会補助金	円	
会議所負担額	円	
計	円	

（支出）

項 目	予 算 額	備 考
もち購入費	円	
その他諸経費	円	
計	円	

4 添付書類

- ・「もちまきのまちほうふ」推進事業実施要領

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

防府商工会議所
会頭 様

市制施行90周年実行委員会
会長名

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金について、下記のとおり決定したので、「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 条 件 等

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

防府商工会議所
会頭 様

市制施行90周年実行委員会
会長名

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで届出のあった「もちまきのまちほうふ」
推進事業の（変更・廃止）については、下記のとおり承認したので、
「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付要綱第5条第2項の規
定により通知します。

記

1 承認内容 （ 変更 ・ 廃止 ）

2 変更後交付決定額 金 円

変更前	円
変更後	円
増減額	円

3 条 件 等

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）市制施行90周年実行委員会
会長

防府商工会議所
会頭

「もちまきのまちほうふ」推進事業（変更・廃止）申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた「もちまきのまちほうふ」推進事業を（変更・廃止）したいので、「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更・廃止の内容及び理由

--	--

2 申請により変更となる補助金の額

変更前	円
変更後	円
増減額	円

3 添付書類 申請の内容に関する書類

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）市制施行90周年実行委員会

会長

防府商工会議所

会頭

「もちまきのまちほうふ」推進事業実績報告書

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付要綱第7条に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

支援金交付件数	もち購入費
件	円

2 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 決算額

（収入）

項 目	①予算額	②決算額	差額①－②
実行委員会 補助金	円	円	円
会議所負担額	円	円	円
計	円	円	円

（支出）

項 目	①予算額	②決算額	差額①－②
もち購入費	円	円	円
その他諸経費	円	円	円
計	円	円	円

4 添付書類

- ・「もちまきのまちほうふ」推進事業交付対象一覧表
- ・もちの調達に要した経費を証する書類の写し
- ・その他諸経費内訳表

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

防府商工会議所
会頭 様

市制施行 90 周年実行委員会
会長名

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付確定通知書

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金について、下記のとおり
交付する額を確定したので、「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金
交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

補助金交付確定額（A）	円
既交付決定額（B）	円
差引増減額（A）－（B）	円
概算払済額（C）	円
差引精算額（A）－（C）	円

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）市制施行90周年実行委員会
会長

防府商工会議所
会頭

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金請求書

「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金交付要綱第8条（第2項・第3項）に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 内 訳 「もちまきのまちほうふ」推進事業補助金（概算
払・精算払）として
- 3 振込先

金融機関名	銀行		本店
	信用金庫		支店
預金項目	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	氏名		